

第 3 号議案

亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 2 年 2 月 1 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市社会体育施設（6箇所）

- 2 指定管理者となる団体の名称
 公益財団法人 亀岡市スポーツ協会

- 3 指定の期間
 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで